

事務所ニュース

労働保険事務組合

第一労働協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL (075) 864-3336

FAX (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

スポット

成果が上がって「なんぼ」の話 「自己満足」の計画から脱却を

ある経営者の方から聞いたお話です。独立して間もないころ、顧客開拓のため、あちらこちら飛び込み営業を繰り返しました。門前払い同然の扱いを受ける日々が続きましたが、比較的大きな会社の課長さんが親身に話を聞いてくれました。

会いに行くと、時間を割いて商談に応じてくれるものの、なかなか契約につながりません。課長さんは、はっきりと口に出しません。課長さんは、ことばの端々に「小口の買入れでなく、大量注文を検討しているから、経営トップまで話を通す必要がある、手間取っている」といったニュアンスをにじませます。

だからだと時間だけが過ぎていく

なかで、経営者の方は心を決めて、課長さんを受け持の場に招待しました。お酒が入り口も緩んだところで、課長さんのことばに耳を疑いました。実は最初に稟議をあげた段階で、契約の話はなしと決まっていたのです。

「あなたがあんまり熱心だから、もう一度、何とか機会を作ってあげようと思ったんだけど、あれっきり何の進展もなしなんだ」、課長さんはこういいました。思わせぶりなセリフを山ほど連ねた点については、まったく悪びれず、「あなたのためを思って、私もつい分気を使っただよ」とむしろ恩着せがましい態度を取ります。

実際、その課長さんは、あれこれ

と心を砕いて、ウソを積み上げたのでしようが、その努力はまるっきり人のためになっていません。百害あって、一利なしです。

経営者の方は、それこそ腰が抜け、立ち上がれないほどのショックを受けたといえます。これは極端な例ですが、本人は大いに他人のために骨を折っているつもりで、自分でもそれを誇りにしている。「自己満足」タイプの人間は少なくありません。

十月から、年度の後半がスタートします。半年分の計画を立て、あるいは修正する時期ですが、部下の人間が「独りよがり、一人相撲」に陥っていないか、厳しいチェックが必要です。

10月は「労働保険適用促進月間」です

労働者（パートを含む）を一人でも雇用する事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入するものが義務づけられています。

2007

10

生活保障賃金

知って得する



賃金実務

賃金実務の担当経験者なら、「生活手当」「生活保障賃金」といったことは耳にした経験があるでしょう。イメージ的にいうと、家族手当のように「提供された労務の質・量」とは切り離して決定される賃金項目です。法律上、生活手当はどのように取り扱われているのか、確認してみよう。

労基法のなかには、「生活手当」という用語は見当たりません。しかし、類縁性の近いグループは存在します。家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当の五手当ですが、さてこれは何でしょうか。そのとおり、割増賃金の除外賃金項目のグループです。これら五手当は、「労働と直

接的な関係が薄く個人的事情に基づいて支給されている賃金であるため、割増賃金の基礎から除外したものである」（労基法コメント）と説明されています。しかし、この限定列举された五手当イコール生活手当ではなく、

たとえば、日経連「人事・労務用語辞典」では、「労働者の生活環境や家庭事情を考慮して支払われ

家庭事情反映して決定 「二分論」は過去のもの

る手当で、生活費の補助を目的とするものを、生活補助手当と呼んでいます。地域手当、物価手当などもその一例です。

生活(補助)手当の比重をどのように決めるかは、企業の賃金政策次第です。どの手当を、生活手当

に分類するかも、基本的には個別企業の判断にゆだねられています。

一般に、広く労働の直接対償である賃金とその他の生活手当に二分する方式が取られているのは、実は歴史的経緯によるものです。現在では影が薄くなっていますが、以前には「賃金二分論」が広く学説等の支持を受けていました。下井隆史「労働法」から、関連する部分を抜粋しましょう。

「労働者は労働契約に基づき、第一には従業員たる地位について

て、家族手当や住宅手当のような第一の義務の履行に対する「保証的賃金」までは含まれない」

実際、最高裁判所でも、「生活補助費の性質を有するものは、ストライキによって削減し得る固定給に含まれない」という判例がありました(明治生命事件、昭四〇・二・五判決)。

しかし、その後、最高裁は見解を修正し、「賃金削減の対象とならない部分は、労働協約等の定め又は労働慣行の趣旨に照らし個別に判断するのを相当とする」(三菱重工業長崎造船所事件、昭五六・九・一六判決)と判示しました。

古手の労働組合幹部等の中には、未だに「生活手当のカットはできない」という人がいるいはいるかもしれませんが。しかし、現在では、両者を区別する実務的な意義はあまりないといえるでしょう。ストでなく、一般に欠勤控除等についても、通常、生活手当等も含めた日割按分で処理されています。